

議案第17号

三宅町乳児等通園支援事業に関する条例の制定について

三宅町乳児等通園支援事業に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8年 3月 3日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町乳児等通園支援事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15の規定に基づき、町が行う乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 乳児等通園支援事業を行う施設（以下「施設」という。）は、三宅町立三宅幼稚園とする。

(実施日及び実施時間)

第3条 事業を実施する日及び時間は、町長が別に規則で定める。

2 前項の規定に関わらず、町長が特別な理由があると認めるときは、事業を実施する日若しくは時間を変更し、又は事業の実施を中止することができる。

(対象乳幼児)

第4条 事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、出生の日から6月を経過した乳児（法第4条第1項第1号の乳児をいう。）又は幼児（同項第2号の幼児をいう。）であって満3歳未満のものうち、町長が定めるもの（以下「乳幼児」という。）とする。

(利用の申請)

第5条 施設を利用しようとする乳幼児の保護者は、町長に利用の申請をし、その許可を受けなければならない。

(利用の予約等)

第6条 前条の規定により許可を受けた対象者（以下「利用者」という。）の保護者は、事業を利用するにあたり、施設に利用の予約をしなければならない。

2 前項の場合において、町長は、施設の管理上又は事業の運営上支障があると認めるとき、その他利用を不相当と認めるときは、事業の利用予約を許可しないことができる。

3 利用者等は、初めて利用する施設を予約する場合、当該予約をする前に初回面談を受けなければならない。

(利用料等)

第7条 事業を利用した利用者の保護者は、規則で定める利用料を期日までに納付しなければならない。

2 利用料の額は、町長が別に規則で定める。

3 町長は、保護者が規則で定める事由に該当するときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。